

低圧季時別電力

(主契約料金表)

2019年10月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この低圧季時別電力料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、低圧季時別電力といたします。

3 適 用 条 件

低圧で電気の供給を受け、農産物の栽培のために、冷暖房負荷等の動力を使用する需要で、かつ、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお、この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

- (1) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合は、使用する最大容量、契約容量または契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）

す。)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約電力

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大き

い値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じて最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給条件（低圧）（2019年10月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

7 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

□ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の7キロワットまで	7,546円 00銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,078円 00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季とともに含まれる場合には、計量器の付属装置に計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できるときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他の季料金
1キロワット時につき	17円 42銭	15円 84銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	10円 97銭
------------	---------

9 使用電力量の計量

(1) 供給条件17（使用電力量の計量）(1)の場合、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行い、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、供給条件17（使用電力量の計量）(1)に準じて算定するものといたします。

(2) 供給条件17（使用電力量の計量）(3)の場合の使用電力量は、次によります。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

イ 供給条件17（使用電力量の計量）(3)イの場合、料金の算定期間におけ

る各時間帯別の使用電力量は、30分ごとに計量される使用電力量を、各時間帯ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

口 供給条件17（使用電力量の計量）(3)口の場合、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引き（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）により算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

(3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給条件17（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)および(2)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

10 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 3（適用条件）に定められた用途以外の用途に電気を使用された場合は、供給条件40（解約等）(2)によります。
- (3) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少しようとされる場合は、供給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。
なお、この場合、契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使

用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (4) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

2 付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力については、本則6（契約電力）にかかわらず、次のとおりといたします。また、この特別措置の適用を受けている場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器を取り付けたときは、取付日を含む料金算定期間の最終日をもって、この特別措置の適用を終了し、適用終了日の翌日以降の契約電力は、本則6（契約電力）により定めるものといたします。

- (1) 契約電力は、別表（契約設備電力の算定）に準じて定めます。
- (2) この料金表適用の際現に選択約款の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）もしくは低圧季時別電力（2019年10月1日実施。）の適用を受け、契約主開閉器を使用しているお客さままたは料金表の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）附則2（付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(2)の適用を受けているお客さままで、この料金表適用以降も引き続き、契約主開閉器を使用する場合の契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器を取り替えまたは取り外された場合を除きます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

3 契約電力についての特別措置

- (1) この料金表適用の際現に、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器が設置されており、2016年3月31日以前から引き続きこの契約種別の適用を受けているお客さまが、この料金表適用以降も引き続き、同一の契約種別によって電気の供給を受ける場合で、本則6（契約電力）により算定される契約電力の値がこの料金表適用の際現に適用を受けている選択約款の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）4（契約電力）もしくは低圧季時別電力（2019年10月1日実施。）4（契約電力）により算定された契約電力の値または料金表の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）附則3（契約電力についての特別措置）における契約電力の値を上回るときの契約電力は、当分の間、本則6（契約電力）にかかわらず、選択約款の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）4（契約電力）もしくは低圧季時別電力（2019年10月1日実施。）4（契約電力）により算定された契約電力の値または料金表の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）附則3（契約電力についての特別措置）における契約電力の値といたします。ただし、契約負荷設備を変更される場合等、当社がこの特別措置を適用することが不適当と認める場合には、この特別措置は適用いたしません。
- (2) この料金表適用の際現に、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器が設置されており、2016年3月31日以前から引き続きこの契約種別の適用を受けているお客さまが、この料金表適用以降も引き続き、同一の契約種別によって電気の供給を受ける場合で、本則6（契約電力）により算定される契約電力の値が付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器を取り付けた際現に適用を受けている附則2（付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）により算定された契約電力の値を上回るときの契約電力は、当分の間、本則6（契約電力）にか

かわらず、附則2（付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）により算定された契約電力の値といたします。ただし、契約負荷設備を変更される場合等、当社がこの特別措置を適用することが不適当と認める場合には、この特別措置は適用いたしません。

4 力率割引および割増しの適用を受けるお客さまについての特別措置

この料金表適用の際現に選択約款の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）もしくは低圧季時別電力（2019年10月1日実施。）または料金表の低圧季時別電力（平成30年7月1日実施。）附則4（力率割引および割増しの適用を受けるお客さまについての特別措置）の適用を受け、この料金表適用以降も引き続き、同一の契約種別によって電気の供給を受けるお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、本則8（料金）にかかるわらず、次によります。

イ 本則8（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金および電力量料金ならびに供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、口によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ロ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって供給条件別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（附則2〔付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置〕(2)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、供給条件別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (2) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、供給条件別表10（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

5 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕

第4条第3項で定める部分に限ります。) の算定における本則8(料金)の料金率については、本則8(料金)にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

1契約につき最初の7キロワットまで	7,408円 80銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,058円 40銭

(2) 電力量料金

イ 昼間時間

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円 11銭	15円 55銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	10円 77銭
------------	---------

別 表

契約設備電力の算定

契約設備電力は、供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(2)に準じて定めます。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。